

公益財団法人 日本セーリング連盟
契約規程

第1条 (趣旨)

この規程は公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(契約の方法)

第2条 契約は、下記のいずれかによるものとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札
- (2) 複数見積契約
- (3) プロポーザル方式契約
- (4) 特別契約

- 2 前項の規定は契約の目的に応じ、予定価格の制限範囲内で最高又は、最低の価格をもって申し込みをした者を、契約の相手方とするものとする。なお、プロポーザル方式契約については、価格のみならず、プロポーザルの内容、品質、サービス内容および相手方の実績等を総合的に評価検討のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
- 3 入札参加者については、あらかじめその業務内容及び財務内容等調査の上、経理責任者の承認を得るものとする。

(競争入札)

第3条 連盟の契約は競争入札を原則とする。

- 2 指名競争入札により契約を締結しようとする時は、入札指名資格者の中から3人以上の入札者を指名しなければならない。
- 3 競争入札ができない、もしくは競争入札にすることが相応しくない事情がある場合には、例外的に第4条ないし第6条に定める契約を締結することができる。

(複数見積契約)

第4条 次の各号の一に該当するときは、競争入札によらず、複数見積契約により、契約を締結することができる。

- (1) 予定価格が100万円以下の工事または製造の請負
- (2) 予定価格が100万円以下の財産の買入
- (3) 予定価格が100万円以下の物件の借入
- (4) 予定価格が50万円以下の財産の売払
- (5) 予定価格が100万円以下の前各号に掲げる以外のもの

(プロポーザル方式契約)

第5条 契約の性質または目的が競争入札及び複数見積契約に適さず、企画内容の提案により契約相手を選定する必要があるときは、プロポーザル方式により、契約を締結することができる。

(特別契約)

第6条 次の各号に該当するときは、競争入札、複数見積契約及びプロポーザル方式契約によらず、単数見積により契約を締結することができる。

- (1) 緊急契約 緊急の必要により契約しなければならないとき
- (2) 独占契約 特許及び著作権等の関係により、契約の相手方が一者に限定されるとき
- (3) 少額契約 予定価格が50万円以下のとき

- (4) 特定契約 次に掲げるものの一に該当するとき
 - 1) 競争入札または複数見積契約に付することが不利と認められるとき
 - 2) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき
 - 3) 官公庁、公法人または公益法人与契約するとき
 - 4) 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき
 - 5) 落札者が契約を締結しないとき
 - 6) 前各号に定めるもののほか、会長が特に必要と認めたとき
- 2 前項(1)並びに(4)2)及び6)に定める契約を締結した場合には、会長は契約締結後速やかに、その契約締結の内容及びその緊急性、必要性について、理事会に報告しなければならない。

(見積書の徴収)

第7条 第3条から第6条までの規定により契約を行う場合は、契約条件その他見積に必要な事項を示して、見積書を徴さなければならない。ただし、法令により価格を定めている物件を買い入れるときその他必要がないと認められるときは、この限りでない。

第8条 (契約書の作成)

契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約に関する事項を記載した契約書を作成しなければならない。

第9条 (契約書の省略)

次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が50万円以下の契約を締結するとき。
- (2) 物件を買い入れる場合、供給者が直ちに全部を納入することができるとき。
- (3) 官公署と契約するとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、会長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 前各号に規定する契約について、契約書を省略した場合においては、請け書を精査するものとする。ただし、契約の内容が軽易なものでかつ少量である場合には、請け書を省略することができる。

第10条 (検査)

契約の適正な履行を確認するため、事務局長が必要な検査を行うこととする。

第11条 (検査の立会い)

前条の規定により検査を行うときは、契約の相手方若しくはその代理人が立ち会うものとする。

第12条 (契約保証金)

契約に際し契約の相手方より、一定の契約保証金を納付させることができる。

第13条 (補則)

この規程に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1. この規程は、平成15年 4月 5日から施行する。
- 2. 平成24年12月 8日改訂施行

3. 平成28年2月25日改訂施行
4. 令和6年2月24日改訂施行